

富士山火山広域防災対策基本方針の概要

富士山における検討経緯

平成12年から平成13年にかけて深さ15km付近で低周波地震が多発。
活火山として再認識される。

富士山火山防災協議会

(構成:静岡県・山梨県・神奈川県・東京都・地元15市町村・内閣府(防災担当)・消防庁・国土交通省河川局・気象庁等)で防災対策を検討



諮問H13/7



報告H16/6

富士山ハザードマップ検討委員会

- ・富士山火山防災マップの作成
- ・富士山の火山防災対策を提言

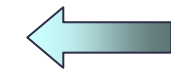
広域防災対策の検討の必要

さらに

- ・国・県・市町村の役割を明確化
- ・防災対策の具体化



諮問H16/6

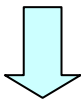


報告H17/9

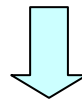
富士山火山広域防災検討会

富士山火山共生ワーキンググループ

報告H16/7



報告H17/9



中央防災会議

「富士山火山広域防災対策基本方針」

国として富士山火山対策の方針を決定(H18/2)

富士山火山広域防災対策基本方針の構成

第1章 広域防災体制の確立

平常時からの**広域防災体制**(情報収集伝達体制、情報共有体制、広域連携・協定など)

火山情報発表時、噴火時における広域防災体制(**合同現地対策本部**、関係機関相互の情報共有など)

第2章 広域避難体制の確立

ハザードマップに基づく避難範囲の設定と火山情報に応じた避難(**噴火前避難対策**)

各火山現象に応じた避難範囲の設定(**噴火時避難対策**)

第3章 応急・復旧対策

道路・鉄道等の交通規制、降灰対策、被害の拡大防止対策
広域応援要員の受入れ、被災者への経済的支援など

第4章 火山との共生

災害に強い地域社会の形成(風評被害対策、火山と共存した地域づくり、火山資源の活用など)

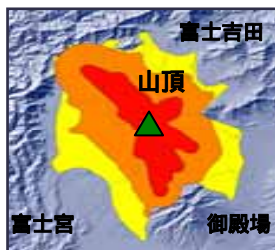
火山に関する啓発・教育(地域住民への啓発・教育、観光客への学習機会の提供、学校における対応など)

第5章 対策の効果的推進

広域連携による**火山防災対策の推進**、火山防災に関する調査研究の推進と成果の防災対策への活用、**全国活火山の火山防災対策への反映**など

富士山火山広域防災対策基本方針における避難体制

富士山については、ハザードマップによる噴火の影響範囲を基に、気象庁の火山情報の発表により、噴火前におけるそれぞれの対象者(観光客・登山者・入山者、災害時要援護者、一般住民)に応じた避難体制を設定。



範囲*: 上記ゾーンの境界線を参考に行政界や地理・地勢等を利用したわかりやすい境界を有する避難範囲として市町村が設定

「富士山火山広域防災対策基本方針」では、それぞれ「臨時火山情報時避難範囲」、「緊急火山情報時避難範囲」、「災害時要援護者避難範囲」として呼んでいる。

気象庁の火山情報に対応した噴火前の避難体制

臨時火山情報(注意喚起)

臨時火山情報により注意喚起の必要が示された場合

対象者	一般住民	災害時要援護者	観光客登山者入山者	市町村の対応
噴火前避難範囲				
火口が出現する可能性がある範囲*				*1
溶岩流が3時間以内に影響する範囲*1)				
溶岩流が24時間以内に影響する範囲*				

臨時火山情報(噴火可能性)

臨時火山情報により噴火の可能性が高まったことが示された場合

対象者	一般住民	災害時要援護者	観光客登山者入山者	市町村の対応
噴火前避難範囲				
火口が出現する可能性がある範囲*				*2
溶岩流が3時間以内に影響する範囲*1)				*3
溶岩流が24時間以内に影響する範囲*	()			*3

緊急火山情報

緊急火山情報が発表された場合

対象者	一般住民	災害時要援護者	観光客登山者入山者	市町村の対応
噴火前避難範囲				
火口が出現する可能性がある範囲*				*2
溶岩流が3時間以内に影響する範囲*1)				*2
溶岩流が24時間以内に影響する範囲*				*3

凡例) :避難 :活動自粛等 :避難準備 ():必要に応じて避難準備

市町村の対応 *1 入山自粛呼びかけ *2 避難勧告または指示

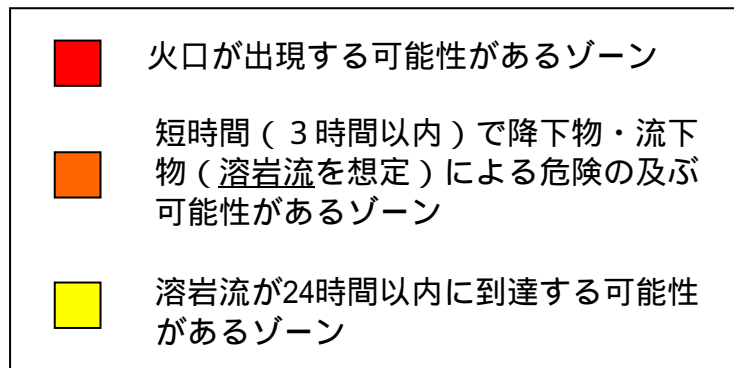
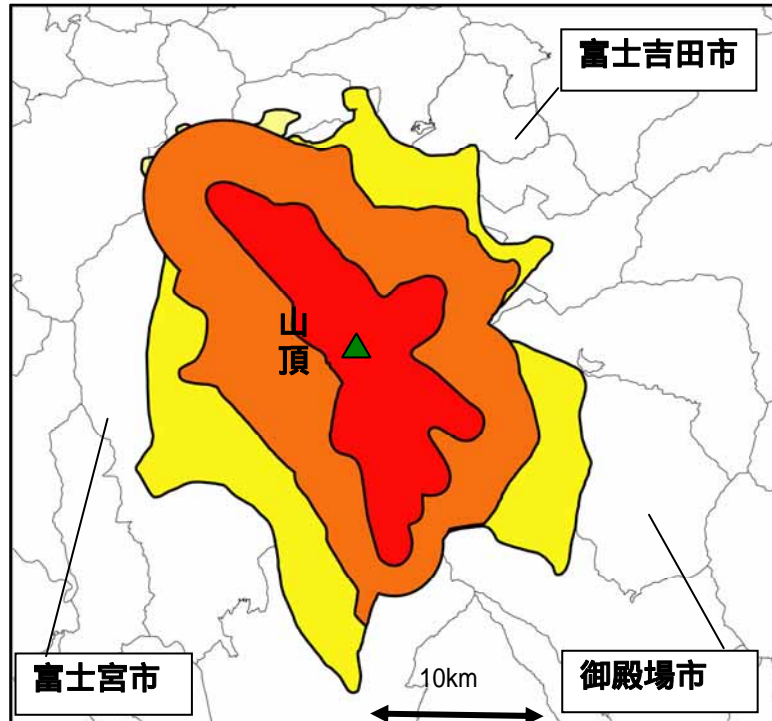
*3 避難準備(要援護者避難)情報、観光自粛・帰宅呼びかけ

1) 臨時火山情報(噴火の可能性)の段階でこの範囲の家畜も移送(避難)

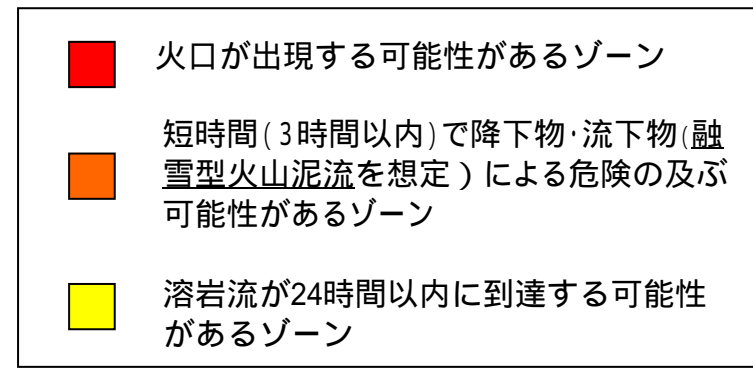
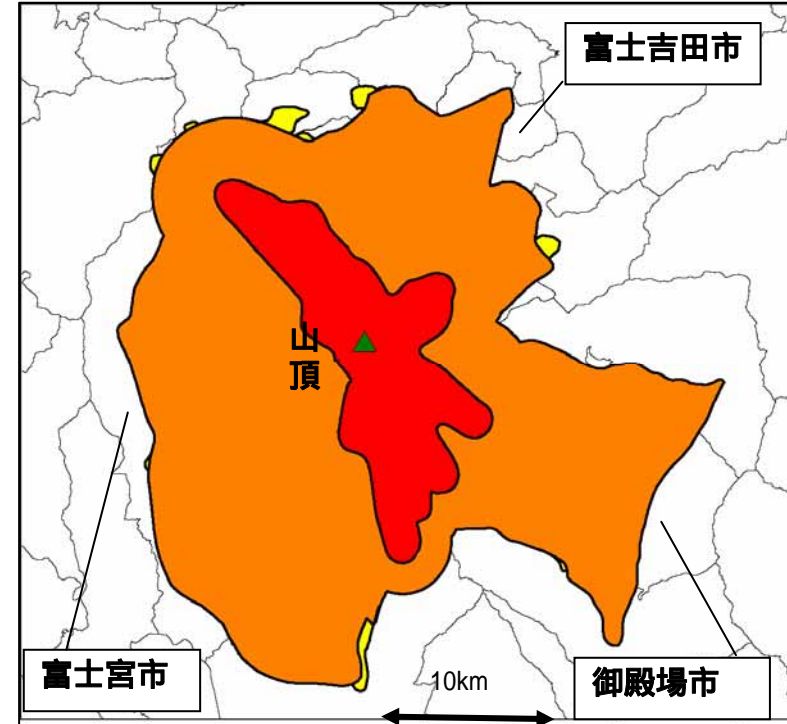
噴火開始後：合同現地対策本部は、気象庁や火山噴火予知連絡会等火山専門家を含めた検討により影響範囲を判断し、市町村が避難範囲を設定

融雪型火山泥流を考慮した避難対象範囲の設定

非積雪期



積雪期



地域防災計画への記載例

(富士宮市の例)

火山活動の状況 及び 火山情報	避難対象地域	市長の避難対応		
		住民に対して		一時滞在者に対して (登山客、観光客等)
			(災害時要援護者)	
火山活動への注意を喚起する「臨時火山情報」が発表されたとき	第1次避難対象地域			当該地域内からの下山の呼び掛け及び当該地域への入山自粛の呼び掛けを実施する。
噴火の高まりを示す「臨時火山情報」が発表されたとき	第1次避難対象地域	避難勧告又は指示を行う。(当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。)		
	第2次避難対象地域	避難準備の呼び掛けを実施する。 (避難所を開設する。)		当該地域からの下山の呼び掛け及び当該地域への入山自粛の呼び掛けを実施する。
	第3次避難対象地域		避難準備の呼び掛けを実施する。 (避難所を開設する。)	当該地域内の不要不急の旅行等の自粛の呼び掛けを実施する。
噴火の可能性が高まり「緊急火山情報」が発表されたとき	第1次及び第2次避難対象地域	第1次避難対象地域は、避難勧告又は指示を継続する。 第2次避難対象地域は、避難勧告又は指示を行う。 (当該地域への入山を規制するため、特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。)		
	第3次避難対象地域		避難準備の呼び掛けを実施する。 (避難所を開設する。)	当該地域内の不要不急の旅行等の自粛の呼び掛けを実施する。
噴火の可能性が高まり「緊急火山情報」が発表された後に噴火し、「臨時火山情報」又は「緊急火山情報」が発表されたとき	第1次避難対象地域の全域及び第2次避難対象地域の内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予測される地域	避難勧告又は指示を継続する。		
	第2次避難対象地域の内、噴火発生場所に基づき火山現象の影響が予測される地域以外の地域	火山活動の状況に応じて、避難勧告又は指示を解除する。		
	第3次避難対象地域		避難準備の呼び掛けを実施する。 (避難所を開設する。)	当該地域への入山自粛の呼び掛けを実施する。

第1次避難対象地域: ハザードマップに示された想定火口範囲

第2次避難対象地域: ハザードマップに示された火砕流・火砕サージ影響予測範囲、噴石影響予測範囲及び溶岩流3時間以内影響予測範囲を重ねた範囲から第1次避難対象地域を除いた範囲とし、積雪期には当該範囲に融雪型火山泥流の影響予測範囲内の谷筋や川沿いなどの低地を加えた範囲

第3次避難対象地域: ハザードマップに示された溶岩流24時間以内影響予測範囲から第1次避難対象地域及び第2次避難対象地域を除いた範囲

避難対象地域の設定にあたっては、住民等の避難が円滑に実施できるよう、字、地物等を考慮し、地域を設定するものとする。